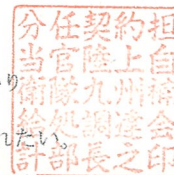


公 告

分任契約担当官  
陸上自衛隊九州補給処  
調達会計部長 小池ゆかり



以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号	
2SNE1SQ00010		2SPA1A21001 0001					
品名 または 件名							
目達原# 2 3 3 建物昇降機保守点検 ほか6件							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使用器材名							
数 量	単 位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指 定	検 査	包 装
1.00	EA						
納地または工事場所				引 渡 場 所			
九州補給処							
搬入場所				納 期 または 工 期			
目達原駐屯地				令和4年4月1日(金)～令和5年3月31日(金)			

上記項目を含む要求品目の内容については、品目等内訳書に記載する。

2 競争参加資格

次のいずれかであること

全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること  
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊目達原駐屯地 九州補給処 調達会計部契約課

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：実施しない。

入札日時場所：令和4年3月15日(火) 16時00分 九州補給処 調達会計部 契約課

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：品目別総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

(1) 入札参加資格者

ア 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結の為に必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

イ 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

ウ 「資格審査結果通知書(全省庁統一資格)」の資格審査結果通知書を受けた者のうち令和1・2・3及び令和4・5・6年度を保有し、「役務の提供」がD級以上に格付されており、それぞれ競争参加可能地域が九州・沖縄の競争参加資格を有する者であること。

ただし、令和4・5・6年度の全省庁統一資格については申請受付書類を入札参加申込時に提出し証明できる者  
エ 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

オ 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

カ 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は、製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

キ 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する旨指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。

(2) 入札の方法

- ア 同価の場合は抽選により決定する。予定価格に達しなかった場合は、再度入札を実施する。
- イ 落札決定にあたっては、入札書に記載された当該金額の10%（軽減税率対象品目については8%）に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、各入札者は消費税課税、免税事業者を問わず見積もった金額の110分の100（軽減税率対象品目については108分の100）に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 違約金

- ア 落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5以上を違約金として徴収する。
- イ 契約者がその契約上の義務を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。

(4) 入札の無効

- ア 入札参加資格の無い者又は参加制限されている者が行った入札
- イ 入札金額が明瞭でない入札及び入札者が誰であるか識別しがたい入札
- ウ 入札執行時刻に遅延した入札
- エ その他入札に関する条件に違反した入札

(5) 契約書等作成の要否

契約金額が50万円以上は請書、150万円を超える場合は契約書を作成する。

(6) その他

- ア 公共事業からの暴力団排除を推進するための措置として、九州補給処ホームページ「入札等参加者心得」第9章を確認し、入札書余白に「当社は入札及び契約心得に定める暴力団排除に関する事項について誓約いたします。」と記載すること。
- イ 入札関係委任を受けた者は、入札前にあらかじめ委任状を提出すること。
- ウ 郵便による入札の場合は、入札期日の前日令和4年3月14日（月）17時00分までに必着するように送付すること。  
その際、送付する封筒の表に  
「入札件名、〇月〇日〇〇〇〇の入札書在中」と明記するとともに、事前に調達会計部契約課担当まで電話連絡すること。
- エ その他入札及び契約心得を厳守すること。  
掲示場所：陸上自衛隊九州補給処調達会計部契約課事務室及び陸上自衛隊九州補給処ホームページ
- オ 「資格審査結果通知書」の写しを入札開始前までに提出すること。
- カ 第7項第1号カの「資本関係又は人的関係のある者」については、入札等参加者心得を参照
- キ 入札室へのパソコン・タブレット・スマートフォン（画面サイズ7.0インチ以上）の持込は禁止
- ク 当駐屯地において、新型コロナウイルス感染拡大防止のため入門時検温を実施しております。当日37.5度以上の発熱症状のある方は入門をお断りしておりますのでご了承下さい。

(7) 公告掲示場所

- ア 鳥栖、佐賀、久留米の各商工会議所
- イ 福岡、小郡、久留米の各駐屯地会計隊及び目達原駐屯地調達会計部
- ウ 陸上自衛隊九州補給処ホームページ <https://www.mod.go.jp/gsdw/wae/info/nyusatu/dep/index.htm>


(8) 問い合わせ先

- ア 住所等  
〒842-0032  
佐賀県神埼郡吉野ヶ里町立野7-1  
TEL 0952-52-2161 FAX 0952-52-3748
- イ 入札に関すること  
調達会計部契約課第2契約班 担当 四元 (内線2319)
- ウ 仕様書に関すること  
総務部管理課営繕班 担当 養毛 (内線2257)



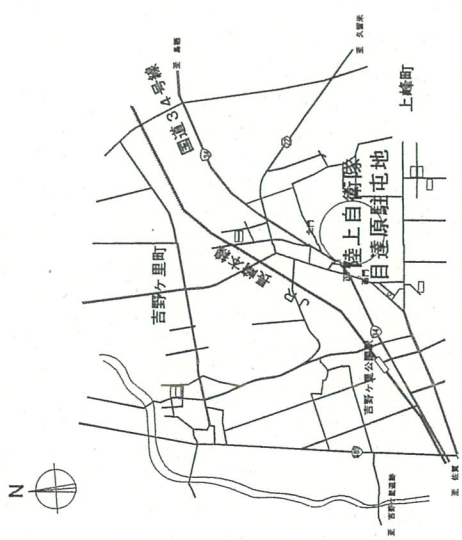
表紙共3枚

# 仕様書件名：目達原#233建物昇降機保守点検

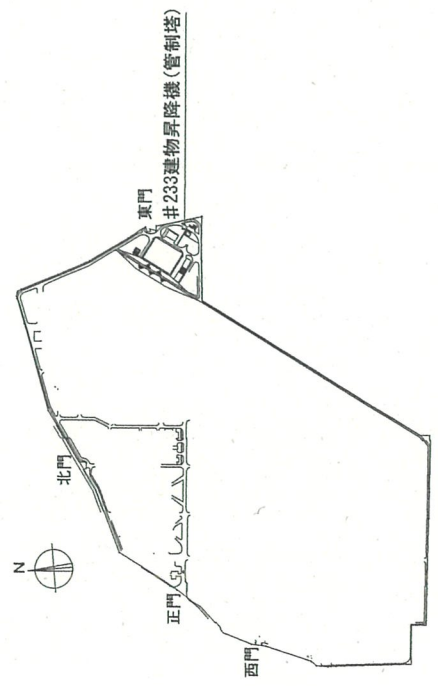
件名	目達原#233建物昇降機保守点検			図面番号	1/3
図名	表紙	縮尺		縮尺	—
総務部長	管理課長	管理班長	工事企画係長	設計	
					
九州補給処	総務部	管理課			R4.2.2



- (2) 本保守点検実施に際し、本仕様書に明記なき事項についても作業上当然すべき事項は実施するものとする。
- (3) 請負者は定期点検及び建築基準法に基づく点検完了後、点検報告書を1部監督官に提出する。  
また請負者所定の点検報告書を使用する場合、その使用は仕様書の点検内容を反映させたものとする。
- (4) 請負者は昇降機の故障等で連絡を受けた場合は、早急に担当者を派遣し現状復旧する。
- (5) 請負者は初回点検時に各点検状況を撮影し、1部監督官に提出するものとする。
- (6) 請負者は別途に経費を必要とする修繕箇所が発生した場合は、書面にて監督官に報告するものとし、その  
見積書を添付する。



自衛原駐屯地周辺案内図







自衛原駐屯地配置図

件名	自衛原#233建物昇降機保守点検	図面番号	3/3
図名	仕様書・案内図・配置図	縮尺	図示
九州補給処 総務部 管理課		R4.2.2	

表紙共2枚

# 仕様書件名：目達原#243整備工場昇降機保守点検

件名	目達原#243整備工場昇降機保守点検	図面番号	1/2
図名	表紙	縮尺	—
総務部長	管理課長	営繕班長	工事企画係長
			
九州補給処 総務部		管理課	
		R4.2.2	

# 仕様書

- 1 件 名：目達原#243整備工場昇降機保守点検
- 2 場 所：佐賀県神埼郡吉野ヶ里町立野7番1 陸上自衛隊 目達原駐屯地
- 3 期 間：令和4年 4月 1日 ～ 令和5年 3月31日
- 4 概 要：#243整備工場昇降機(106全支第2整備工場)1機の定期点検POGを実施する。なお、昇降機の仕様については下表による。

## #243整備工場昇降機仕様

製造者名	中央エレベーター (株)			
型式	CFL-135-30-T			
制御方法	インバーター制御方式			
機種	ロープ式			
用途・号機	小荷物専用昇降機 1号機			
定格荷重	135kg	ガイドレール	鋼製成形レール	電動機
定格速度	30m/min	主ロープ	8mmφ 2本	電源
運転操作方式	自動押釦相互階方式	戸開閉方式	2枚戸上下開閉式	貫通タイプ
停止段数	1階～2階	かご内法	開口 900mm	巾 900mm
昇降行程	5,800mm	かご高さ	奥行 1,100mm	高さ 1,200mm

## 5 一般事項：

- (1) 本保守点検は特記事項によるほか、国土交通省大臣官房官庁警備部監修「建築保全業務共通仕様書」及び解説平成30年版」に定めるところによる。
- (2) 本保守点検は(1)によるもののほか、年度内に必要に応じて実施する。
- (3) 請負者は本仕様書及び現場において、不明な点が生じた場合、監督官と調整すること。
- (4) 請負者は本保守点検に際し、既設物等を汚破損した場合は、速やかに原形に復旧する。
- (5) 請負者は本保守点検にあたり、現場の整理整頓、安全管理に努めること。

## 6 特記事項：

- (1) 定期点検の内容については、下表によるものとし、各部の点検及び調整を実施する。

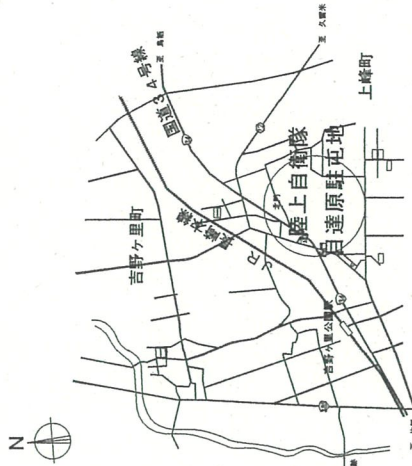
### 点検項目 (毎月分)

かご	1. 運転状態	駆動装置	1. 制御器	ヒューズ
	2. ゲートSW		2. 制御器	絶縁
	3. かご戸		3. 巻上機	電動機の回路 300V以下
乗場			4. 巻上機ブレーキ	ランニング
	1. 乗場押ボタン		5. 巻上機	ブレーキ
	2. 表示ランプ		共通	制動力
	ピット		1. 主索又は鋼及び鋼速機ロープの取付部	
	1. ピット内環境		2. 速度	定格速度 (上昇) (下降)
	2. バッテリー		かご室	
昇降路			1. かこのガイドシユール等	
	1. トアインターロック装置		2. 移動ケーブル及び取付部	
	2. 乗場戸		3. かこの枠	
	3. かご上環境		昇降路内	
	4. 位置SW		1. かご側ガイドレール及びブラケット	
	5. 着床装置		2. おもりのガイドシユール等	
	6. ケーブル		3. おもりの側ガイドレール及びブラケット	
	7. 各ワイヤー		4. 昇降路における壁又は囲い	
	8. ガイドシユール		5. つりあいおもりの底部間隙	
	9. レール		乗場	
機械室			1. 非常解除装置	
	1. 室内環境			
	2. 制御盤機構			
	3. 電動機			

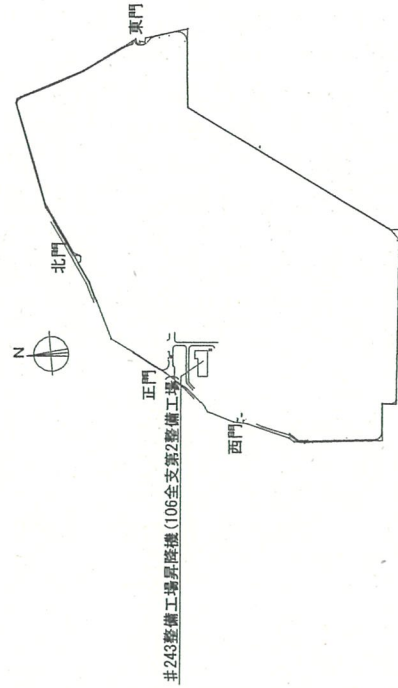
### 点検項目 (年1回)

かご	1. 運転状態	駆動装置	1. 制御器	ヒューズ
	2. ゲートSW		2. 制御器	絶縁
	3. かご戸		3. 巻上機	電動機の回路 300V以下
乗場			4. 巻上機ブレーキ	ランニング
	1. 乗場押ボタン		5. 巻上機	ブレーキ
	2. 表示ランプ		共通	制動力
	ピット		1. 主索又は鋼及び鋼速機ロープの取付部	
	1. ピット内環境		2. 速度	定格速度 (上昇) (下降)
	2. バッテリー		かご室	
昇降路			1. かこのガイドシユール等	
	1. トアインターロック装置		2. 移動ケーブル及び取付部	
	2. 乗場戸		3. かこの枠	
	3. かご上環境		昇降路内	
	4. 位置SW		1. かご側ガイドレール及びブラケット	
	5. 着床装置		2. おもりのガイドシユール等	
	6. ケーブル		3. おもりの側ガイドレール及びブラケット	
	7. 各ワイヤー		4. 昇降路における壁又は囲い	
	8. ガイドシユール		5. つりあいおもりの底部間隙	
	9. レール		乗場	
機械室			1. 非常解除装置	
	1. 室内環境			
	2. 制御盤機構			
	3. 電動機			

- (2) 本保守点検実施に際し、本仕様書に明記なき事項についても作業上当然すべき事項は実施するものとする。
- (3) 請負者は定期点検及び建築基準法に基づく点検完了後、点検報告書を1部監督官に提出する。また請負者所定の点検報告書を使用する場合、その様式は仕様書の点検内容を反映させたものとする。
- (4) 請負者は昇降機の故障等で連絡を受けた場合は、早急に担当者を派遣し現状復旧する。
- (5) 請負者は初回点検時に各点検状況を撮影し、1部監督官に提出するものとする。
- (6) 請負者は別途に経費を必要とする修繕箇所が発生した場合は、書面にて監督官に報告するものとし、その際見積書を添付する。



目達原駐屯地周辺案内図







目達原駐屯地配置図

件名	目達原#243整備工場昇降機保守点検	図面番号	2/2
図名	仕様書・案内図・配置図	縮尺	図示
九州補給処総務部管理課		R4.2.2	



表紙共3枚

# 仕様書件名：目達原#285建物昇降機保守点検

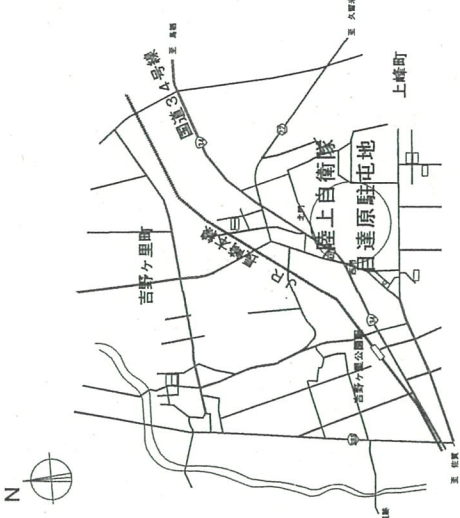
件名	目達原#285建物昇降機保守点検	図面番号	1/3
図名	表紙	縮尺	—
総務部長	管理課長	営繕班長	工事企画係長
			
九州補給処 総務部		管理課	
		R4.2.2	



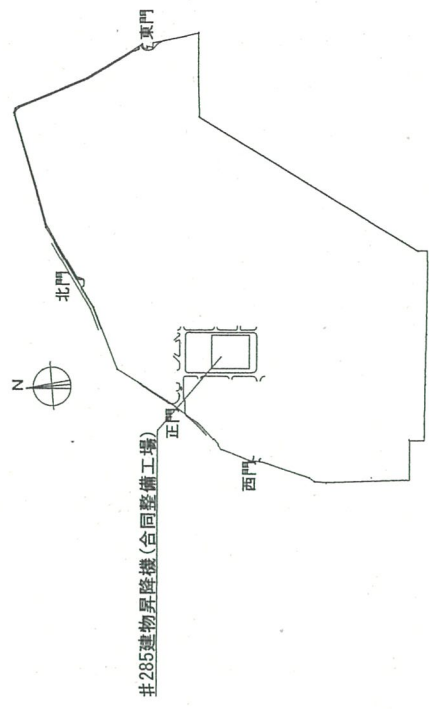
点検項目 (年1回)

付加装置
1. 火災時警報制御装置
2. 停電時警報制御装置
3. 地震時警報制御装置
4. 冠水時警報制御装置
駆動装置
1. 制御器 ヒューズ
2. 制御器 絶縁 電動機の回路 300V以下
3. 巻上機 網車
4. 巻上機 ブレーキランニング
5. 巻上機 ブレーキ 制動力
6. 調速機
7. 調速機 ロープ
8. 駆動装置等の耐震対策
9. 調速機 (キャッチ作動速度) (過速スイッチの作動速度)
共通
1. 主索又は鋼及び調速機ロープの取付部
2. 主索又は鋼の張り緩み検出装置
3. はかり装置
4. 速度 定格速度 (上昇) (下降)
かご室
1. ドアゾーン行き過ぎ制限装置
2. 戸閉走行保護装置
3. 停電灯装置
4. 施錠装置
5. かごのガイドシユュー等
6. かご下 網車
7. 移動ケーブル及び取付部
8. かごの枠
昇降路内
1. 頂部網車
2. かご側ガイドレール及びブラケット
3. おもりのガイドシユュー等
4. おもり側ガイドレール及びブラケット
5. おもり側 つり車
6. 昇降路における壁又は囲い
7. 昇降路内の耐震対策
8. かご非常止め装置
9. 張り車
10. ピット内の耐震対策
11. つりあいおもりの底部間隔
12. かごの下降防止装置
乗場
1. 非常解錠装置

- (2) 本保守点検実施に際し、本仕様書に明記なき事項についても作業上当然すべき事項は実施するものとする。
- (3) 請負者は定期点検及び建築基準法に基づく点検完了後、点検報告書を1部監督官に提出する。  
また請負者所定の点検報告書を使用する場合、その様式は仕様書の点検内容を反映させたものとする。
- (4) 請負者は昇降機の故障等で連絡を受けた場合は、早急に担当者を派遣し現状復旧する。
- (5) 請負者は初回点検時に各点検状況を撮影し、1部監督官に提出するものとする。
- (6) 請負者は別途に経費を必要とする修繕箇所が発生した場合は、書面にて監督官に報告するものとし、その際見積書を添付する。



目達原駐屯地周辺案内図



目達原駐屯地配置図

件名	目達原#285建物昇降機保守点検	図面番号	3/3
図名	仕様書・案内図・配置図	縮尺	図示
九州補給処 総務部 管理課		R4.2.2	